

詐欺 宅建 H23-01-2 <<#824>>

【問】正誤をつけよ。

A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約が締結された。Bは、第三者であるCから甲土地がリゾート開発される地域内になるとだまされて売買契約を締結した場合、AがCによる詐欺の事実を知っていたとしても、Bは本件売買契約を詐欺を理由に取り消すことはできない。

【答え】誤り

<<ポイント>> 詐欺又は強迫【★入門】

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方がその事実を知り(悪意)**、又は**知ることができた(善意有過失)**ときに限り、その意思表示を**取り消す**ことができる。(民法 96 条 1 項、2 項)

⇒ 相手方が善意無過失のとき、取り消すことができない

《第三者による詐欺／強迫》

	相手方が 善意無過失	善意有過失	悪意
詐欺	×	○	○
強迫	○	○	○